

平成 2 2 年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	1	府 省 庁 名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他()	
見直し項目名	農業協同組合等が国の補助等を受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置の廃止	
見直し内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象 (対象設備) 農業協同組合等が事業実施主体となり国の補助等を受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための農林漁業用の共同利用施設(保管、生産、加工の用に供する家屋) (対象者) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合 ・ 特例措置の内容 不動産取得税の課税標準の算定について、価格に当該施設の取得価額の額に対する当該補助を受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除する。 課税標準額 = 価格 - (価格 × 補助額 / 取得価額) 	
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 地方税法附則第 1 1 条第 1 項、第 2 項 地方税法施行令附則第 7 条第 1 項 </div>	
廃止又は縮減の理由	創設後当期間継続しており、補助金などの歳出側からの支援制度と、この特例措置が同様の目的を有している。	
増収見込額	4 2 9 (単位:百万円)	